

第19号議案

芦屋市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成31年2月19日提出

芦屋市長 山中 健

提案理由

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例（平成24年芦屋市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表中の下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該修正前部分を当該修正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（布設工事監督者の資格）</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（<u>同法による専門職大学の前期課程を含む。</u>）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（<u>同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後</u>）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目と</p>	<p>（布設工事監督者の資格）</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目と</p>

改正後	改正前
<p>して上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(8) (略)</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後<u>(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)</u>、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者<u>(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)</u>については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後<u>(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)</u>、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者<u>(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)</u>については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規</p>	<p>して上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(8) (略)</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規</p>

改正後	改正前
<p>定する学科目に相当する学科目を，それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後，それぞれ当該各号の卒業生<u>(学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。)</u>ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5)・(6) (略)</p>	<p>定する学科目に相当する学科目を，それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後，それぞれ当該各号の卒業生ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5)・(6) (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって，選択科目として水道環境を選択したものは，この条例による改正後の芦屋市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例第3条第7号の規定の適用については，同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって，選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

参 照

芦屋市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部 改正要綱

1 改正の趣旨

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

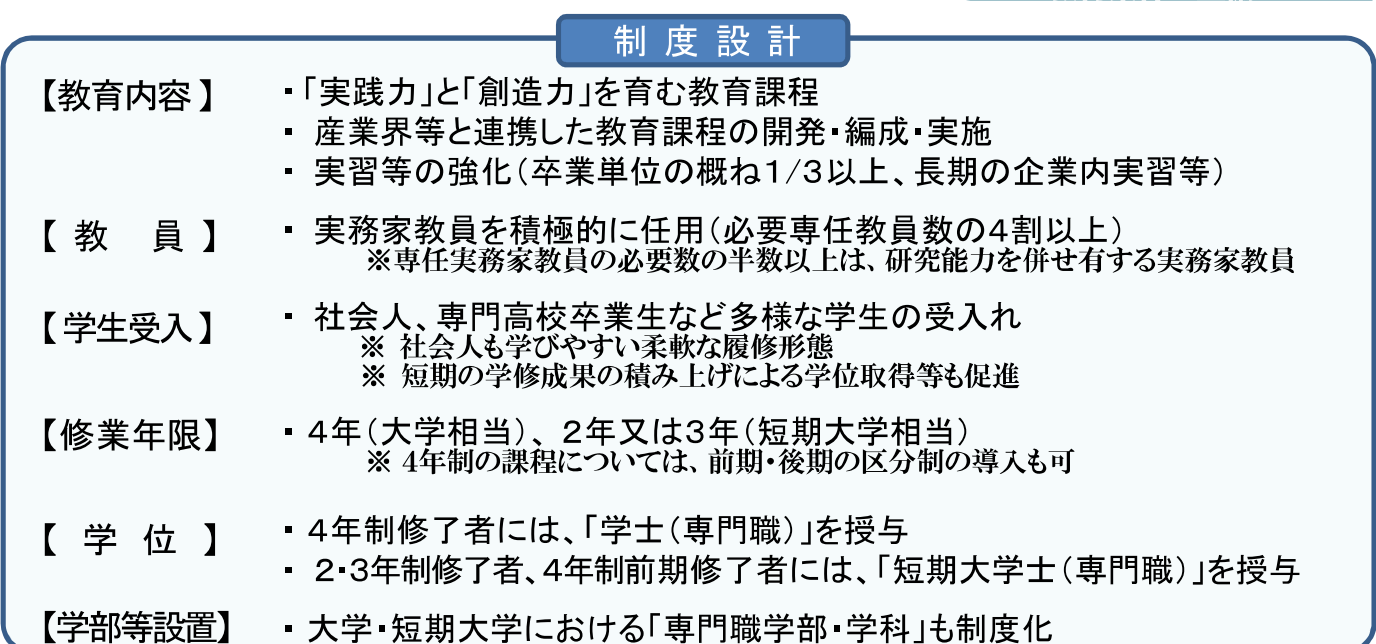
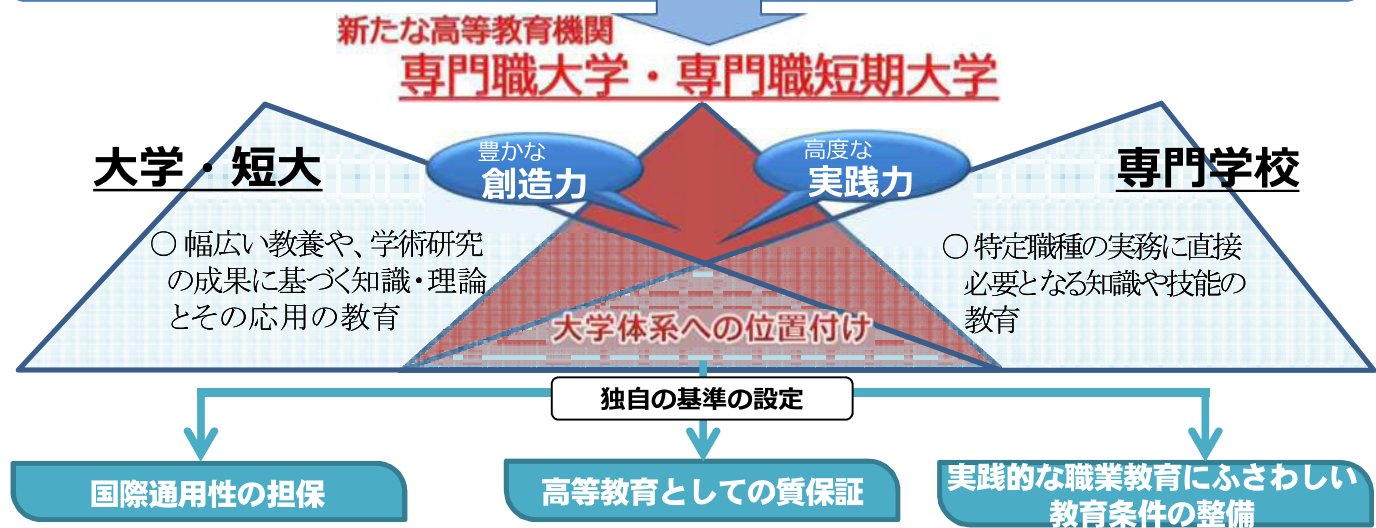
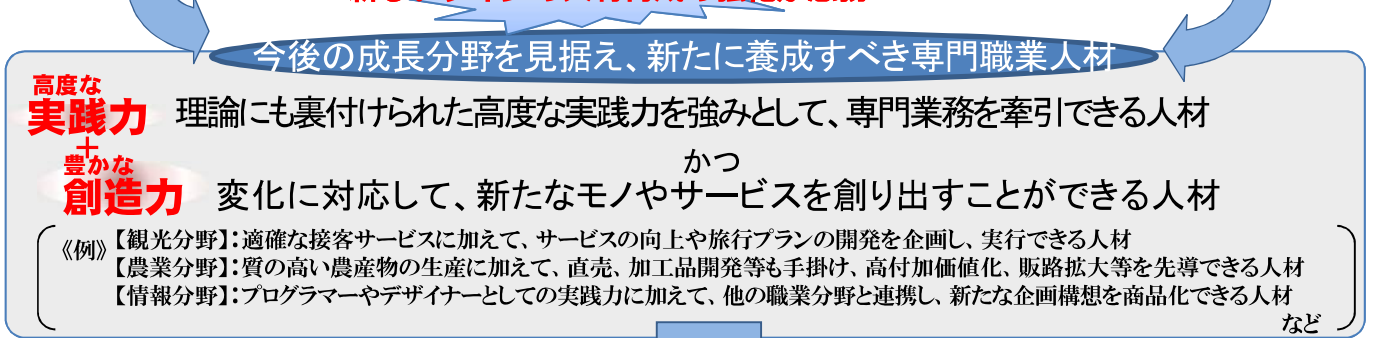
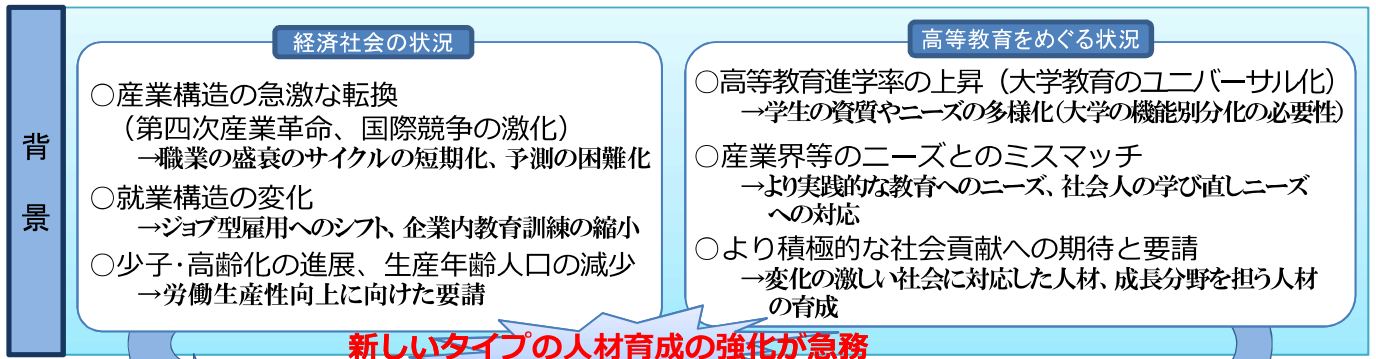
- (1) 専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として専門職大学の制度が設けられたことに伴い、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に、短期大学の卒業者と同等の教育水準を達成することとなる専門職大学の前期課程の修了者を追加することとする。(第3条及び第4条関係)
- (2) 技術士の第2次試験の選択科目である「上水道及び工業用水道」に「水道環境」が統合されたことに伴う規定の整理(第3条関係)

3 施行期日

平成31年4月1日

専門職大学・専門職短期大学の制度化について

学校教育法の一部を改正する法律 H29.5.31公布、H31.4.1施行



○学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

(水道法施行令の一部改正)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第四条 (布設工事監督者の資格) (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>四〇六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第四条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第四条 法第十二条第二項(法第三十一条において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>四〇六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第六条 法第十九条第三項(法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第四条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第一号に規定する学校を卒業した者については四</p>
<p>修了した後)、同項第一号に規定する学校を卒業した者については四年以上、同項第三号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については六年以上、同項第四号に規定する学校を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>年以上、同項第三号に規定する学校を卒業した者については六年以上、同項第四号に規定する学校を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p>

○学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令

(水道法施行規則の一部改正)

(傍線の部分は改正部分)

改	正	後	改	正	前
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第九条 令第四条第一項第六号の規定により同項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>一 令第四条第一項第一号又は第二号の卒業者であつて、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づき大学院研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同項第一号の卒業者にあつては一年（簡易水道の場合は、六箇月）以上、同項第二号の卒業者にあつては二年（簡易水道の場合は、一年）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>二・二（略）</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第十四条 令第六条第一項第四号の規定により同項第一号及び第三号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>一 令第四条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づき専門職大学の前期課程（以下この号及び第四十条第二号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む）後、同項第一号に規定する学校の卒業者については五年（簡易水道及び一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道（以下この号及び次号において「簡易水道等」という。）の場合は、二年六箇月）以上、同項第三号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む）次号</p>			<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第九条 令第四条第一項第六号の規定により同項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>一 令第四条第一項第一号又は第二号の卒業者であつて、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学院研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同項第一号の卒業者にあつては一年（簡易水道の場合は、六箇月）以上、同項第二号の卒業者にあつては二年（簡易水道の場合は、一年）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>二・三（略）</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第十四条 令第六条第一項第四号の規定により同項第二号及び第三号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>一 令第四条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同項第一号に規定する学校の卒業者については五年（簡易水道及び一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道（以下この号及び次号において「簡易水道等」という。）の場合は、二年六箇月）以上、同項第三号に規定する学校の卒業者については七年（簡易水道等の場合は、三年六箇月）以上、同項第四号に規定する学校の卒業者については九年（簡易水道等の場合は、四年六箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>		

において同じ。については七年（簡易水道等の場合は、三年六箇月）以上、同項第四号に規定する学校の卒業者については九年（簡易水道等の場合は、四年六箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二・二（略）

二・三（略）

○水道法施行規則の一部を改正する省令

(傍線の部分は改正部分)

改	正	後	改	正	前
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第九条 令第四条第一項第六号の規定により同項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p>			<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第九条 令第四条第一項第六号の規定により同項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p>		
<p>三 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る）であつて、一年（簡易水道の場合は、六箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>			<p>三 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る）であつて、一年（簡易水道の場合は、六箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>		